

## 「共済事業向けの総合的な監督指針」 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 理事及び理事会</p> <p>①～⑩ 略</p> <p>⑪ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人（選任しようとする者を含む。）が、次のいずれかに該当する者であることを確認しているか。</p> <p>ア <u>公益社団法人日本アクチュアリー会</u>（以下「アクチュアリー会」という。）の正会員であり、かつ、共済若しくは保険又は年金の数理に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>イ <u>公益社団法人日本年金数理人会</u>（以下「年金数理人会」という。）の正会員</p> <p>⑫～⑬ 略</p> <p>(3)～(12) 略</p>	<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 理事及び理事会</p> <p>①～⑩ 略</p> <p>⑪ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人（選任しようとする者を含む。）が、次のいずれかに該当する者であることを確認しているか。</p> <p>ア <u>社団法人日本アクチュアリー会</u>（以下「アクチュアリー会」という。）の正会員であり、かつ、共済若しくは保険又は年金の数理に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>イ <u>社団法人日本年金数理人会</u>（以下「年金数理人会」という。）の正会員</p> <p>⑫～⑬ 略</p> <p>(3)～(12) 略</p>